

鶴見区災害ボランティアネットワーク会則

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、災害時に市民への支援活動を積極的に行おうとするボランティア並びにボランティア団体が、お互いの主体性を尊重しながらも、平常時から分野を超えた幅広い交流をすることで、災害時のボランティア活動に対するボランティア団体間及び行政との連携の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ボランティア並びにボランティア団体間の交流と情報交換
- (2) 災害時の支援活動を行うための検討・研修
- (3) 災害時に効果的なプログラムを開発・実施できるコ・ディネータの養成
- (4) その他、目的達成のため必要な事業

(名称)

第3条 この会は、鶴見区災害ボランティアネットワークという。

第2章 会員

(会員)

第4条 この会は、この会の趣旨目的に賛同する会員をもって構成する。

2 会員は、目的達成のため必要な活動を行うものとする。

第3章 運営

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|---------|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 副代表 | 1名 |
| (3) 会計 | 事務局が兼ねる |
| (4) 監事 | 2名 |

(役員を選任及び職務等)

第6条 役員は、総会において選任する。

2 代表は、この会を代表し、会務を総括する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会計は、この会の経理を担当する。

5 監事は、この会の事業及び経理について監査を行う。

6 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第7条 この会の活動は、会員をもって組織する総会において決定する。

2 総会は、代表がこれを招集する。

3 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

4 前項の場合において、あらかじめ書面をもって付議される事項に意志を表示した者は出席者とみなす。

5 総会の議事は、出席会員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第8条 この会の円滑な運営を期するため、運営委員会を置く。

2 運営委員長は代表をもってあてる。

(事務局)

第9条 この会の事務を処理するため、社会福祉法人横浜市鶴見区社会福祉協議会に事務局を置く。

第4章 会計

(会費)

第10条 この会の経費は、会員からの会費、助成金その他をもって充てる。

2 会費は、個人は年1,000円、団体は年2,000円とする。

(会計)

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 代表は、年度終了後速やかに決算報告書を作成し、監事の監査を受けて総会に報告しなければならない。

3 この会計については、社会福祉法人横浜市鶴見区社会福祉協議会経理規程に準ずるものとする。

第5章 その他

(会則の変更)

第12条 この会則を変更しようとするときは、総会において会員総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(委任)

第13条 この会則に定めない事項は、総会で別に定める。

付則

(施行期日)

この会則は、平成15年7月7日より施行する。

(経過措置)

1 第6条第5項にかかわらず、最初の役員任期は総会の日から平成17年3月31日までとする。

2 第10条第1項にかかわらず、初年度は総会の日から平成16年3月31日までとする。

(施行期日)

この会則は、平成19年4月25日より施行する。